

摂津市立第二中学校 いじめ対策基本方針

【いじめ】とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法 第二条)

上記定義に基づき、すべての生徒の安心できる居場所となりうる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で生徒への指導にあたるとともに、生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として未然防止、早期発見かつ迅速な対応に努める。

- 「人間関係のトラブルにいじめを含まないものはなく、どの学校にも、どの子にも起こりうる」ことを全教職員が認識し、早期発見と迅速な対応に努める。
- 「いじめることは絶対に許されない」との強い認識に立ち、生徒への指導にあたる。
- いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを充分認識し、学校のみならず家庭や地域と連携して全力で実態把握に努める。
- いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が生徒を傷つけたり、いじめを助長することがないように十分留意し、いじめられている生徒の立場に立って組織的な支援を行う。
- いじめの未然防止のため、人権尊重の精神に基づく教育活動を学校挙げて展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

※ 校内におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会：管理職・生徒指導主事・児童生徒支援コーディネーター

・各学年より2名・養護教諭・支援学級代表・SC・SSW・(人権 道徳 学活 総合代表)